

別紙1 障害児施設における被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費について（平成17年4月4日障発第0404001号） 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">障発第0404001号 平成17年4月4日 一部改正 障発第1218003号 平成19年12月18日 一部改正 障発0820第5号 平成24年8月20日 <u>最終改正 障発1226第4号</u> <u>平成26年12月26日</u></p>	<p style="text-align: right;">障発第0404001号 平成17年4月4日 一部改正 障発第1218003号 平成19年12月18日 最終改正 障発0820第5号 平成24年8月20日</p>
<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p>	<p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p>
<p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p>
<p style="text-align: center;">障害児入所施設における被虐待児受入加算費及び重度重複 障害児加算費について</p>	<p style="text-align: center;">障害児入所施設における被虐待児受入加算費及び重度重複 障害児加算費について</p>
<p>障害児の福祉の増進については、かねてから特段のご配慮を煩わ</p>	<p>障害児の福祉の増進については、かねてから特段のご配慮を煩わ</p>

しているところであるが、近年、虐待により障害児施設に入所する児童が増えていること、及び障害の重度化・重複化への対応が求められていることから、今般、別紙のとおり「被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費実施要綱」を定め、平成 17 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

(別紙)

#### 被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費実施要綱

1. (略)

2. 被虐待児受入加算費

(1) 対象児童

本加算費の対象となる措置児童は次の①又は②に該当するものであること。

ただし、本加算費の適用は1人の児童につき、1回限りとし、他の施設において、すでに加算（「被虐待児受入加算費について」（平成16年5月17日雇児発第0517001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による被虐待児受入加算を含む。）の対象となっていた児童については、原則として加算は行わない。

① 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（指定発

しているところであるが、近年、虐待により障害児施設に入所する児童が増えていること、及び障害の重度化・重複化への対応が求められていることから、今般、別紙のとおり「被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費実施要綱」を定め、平成 17 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

(別紙)

#### 被虐待児受入加算費及び重度重複障害児加算費実施要綱

1. (略)

2. 被虐待児受入加算費

(1) 対象児童

本加算費の対象となる措置児童は次の①又は②に該当するものであること。

ただし、本加算費の適用は1人の児童につき、1回限りとし、他の施設において、すでに加算（「被虐待児受入加算費について」（平成16年5月17日雇児発第0517001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知による被虐待児受入加算を含む。）の対象となっていた児童については、原則として加算は行わない。

① 福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（指定医

<p>達支援医療機関を含む。)に入所する措置児童であって、児童相談所において施設入所の主な理由が虐待である児童及び施設入所の主な理由ではないが虐待を受けていたことが児童相談所の児童票により明らかな児童。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. ～ 5. (略)</p>	<p>療機関を含む。)に入所する措置児童であって、児童相談所において施設入所の主な理由が虐待である児童及び施設入所の主な理由ではないが虐待を受けていたことが児童相談所の児童票により明らかな児童。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. ～ 5. (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------